

第 7 勤務時間その他の勤務条件

1 1 週間の勤務時間

(1) 職員及び学校職員 ((2) の職員を除く。) の勤務時間

(ア) 職員及び学校職員 ((イ) から (エ) を除く。)

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分

(イ) 育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分～3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(エ) 任期付短時間勤務職員

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(2) 船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の勤務時間

次により、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

(ア) 職員及び学校職員 ((イ) から (エ) を除く。)

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分

(イ) 育児短時間勤務職員等

5 2 週間を超えない期間につき、育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分～3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(エ) 任期付短時間勤務職員

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

2 週休日及び勤務時間の割振り

(1) 職員 ((3)、(4) の職員を除く。) の週休日及び勤務時間の割振り

(ア) 職員の週休日及び勤務時間の割振り

(i) 職員 ((ii) 及び (iii) の職員を除く。)

日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 4 5 分の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき 3 8 時間 4 5 分となるように勤務時間を割り振ることができる。また、育児・介護を行う職員については、単位期間ごとの期間につき上記の週休日に加えて週休日を設けることができる。

(ii) 育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、1 週間ごとの期間につき 1 日 7 時間 4 5 分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

条例第 2 条第 1 項

(学) 条例第 3 条

第 1 項

条例第 2 条第 2 項

(学) 条例第 3 条

第 2 項

条例第 2 条第 3 項

(学) 条例第 3 条

第 3 項

条例第 2 条第 4 項

(学) 条例第 3 条

第 4 項

条例第 8 条第 1 項

(学) 条例

第 7 条の 2 第 1 項

条例第 8 条第 1 項

(学) 条例

第 7 条の 2 第 1 項

条例第 8 条第 1 項

条例第 8 条第 1 項

条例第 3 条

条例第 4 条

規則 8—5 第 2 条

通知ア

(iii) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、1週間ごとの期間につき1日7時間45分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

(イ) 特別の形態によって勤務する職員（交替制勤務職員）については、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き12日を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

(ウ) 職務の特殊性等により、4週間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った1日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、勤務日が引き続き12日を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

(2) フレックスタイム制の週休日及び勤務時間の割振り

(1) に関わらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲で週を単位として人事委員会規則で定める期間（単位期間）ごとの期間につき1に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

(i) 一般職員における割り振りの基準

- a 単位期間：4週間（155時間00分）
- b コアタイム：10：00～15：30
- c フレキシブルタイム（始業）：7：00～10：00
- d フレキシブルタイム（終業）：15：30～22：00
- e 最短勤務時間：6時間
- f 最長勤務時間：12時間
- g 週休日：日曜日及び土曜日

(ii) 育児・介護を行う職員における割り振りの基準

- a 単位期間：1週間（38時間45分）
2週間（77時間30分）
3週間（116時間15分）
4週間（155時間00分） } から選択可
- b コアタイム：10：00～15：00
- c フレキシブルタイム（始業）：7：00～10：00
- d フレキシブルタイム（終業）：15：00～22：00
- e 最短勤務時間：4時間
- f 最長勤務時間：12時間
- g 週休日：日曜日及び土曜日に加えて、1日を限度に週休日を設けることができる。

(3) 学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

(ア) 学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

(i) 学校職員（(ii) 及び (iii) の職員を除く。）

(1) (ア) (i) と同じ。

(ii) 育児短時間勤務職員等

(1) (ア) (ii) と同じ。

条例第3条

第3項、第4項
規則8—5

第1条の2
～第1条の10
通知ア

(学) 条例第4条
規則8—6第2条
通知イ

(iii) 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

(1) (ア) (iii) と同じ。

(イ) 特別の形態によって勤務する学校職員については、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った8日以上、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

(ウ) 職務の特殊性等により、4週間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である学校職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った1日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにするとともに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

(4) 船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の週休日

52週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける。

条例第8条

(学) 条例

第7条の2

3 休憩時間

(1) 職員の休憩時間

(ア) 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては、少なくとも1時間、勤務時間の途中に置く。

条例第6条

(学) 条例第6条

(イ) 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、下記に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分とすることができる。

規則8—5第4条

規則8—6第4条

(i) 子を養育するとき

6(1)(ア)(i) 及び (ii) と同じ。

(ii) 要介護者を介護するとき

6(1)(ア)(iii) と同じ。

(iii) 妊娠中の女子職員が通勤の混雑を緩和するとき

12(1) 7と同じ。

(iv) 高校、大学等において修学するとき

(2) 学校職員の休憩時間

(ア) 1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、勤務時間の途中に置く。

(イ) 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合で、かつ、45分を超える休憩時間が置かれている場合において、上記(1)(イ)(i)～(iv)に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。

(3) 休憩時間の一斉付与の例外

任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、公務の運営上必要なもので、休憩時間を一斉に与えないことにより実態として休憩の自由利用が妨げられず、かつ、過度な勤務となることがないと認められるときに限り、休憩時間を一斉に与えないことができる。

4 週休日の振替等

(1) 週休日の振替

(ア) 振替の要件

職員に週休日に勤務することを命ずる必要があること。

(イ) 割振りの方法

勤務を命ずる必要がある日の前4週間及び後8週間の期間内にある勤務日を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、勤務の性質により、上記の期間によると、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合は、人事委員会の承認を得て、当該期間について別段の定めをすることができる。

(ウ) 振替の条件

(i) 振替を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにすること。

(ii) 職員に対し速やかに通知すること。

(2) 4時間の勤務時間の割振り変更

(ア) 変更の要件

(1) (ア) と同じ。

(イ) 変更の方法

(1) (イ) の期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（教育職給料表が適用される教育職員は、4時間又は3時間45分。次の4時間についても同様。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、割り振ることをやめる4時間は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間とする。

(ウ) 変更の条件

(1) (ウ) と同じ。

(3) 振替等を行う場合の留意点

(ア) 一の週休日について、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合は、週休日の振替を優先させること。

(イ) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日（4時間の勤務時間の割振り変更の場合は、当該職員の通常の勤務日）の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振ること。

(ウ) 毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は行わないこと。

条例第5条

(学) 条例第5条

規則8—5第3条

規則8—6第3条

通知ア、通知イ

例1～2は、振替等が認められる場合、例3は、教育職給料表が適用される教育職員のみ認められる場合、例4～7は、認められない場合を例示したものである。

(注)



勤務を命ぜられる部分

勤務を要しないこととされる部分

(例1) 日曜日に7時間45分勤務を命ずる場合

日	月	火	水	木	金	土
■						
■						



日	月	火	水	木	金	土
		■				
		■				

(例2) 日曜日に4時間勤務を命ずる場合

日	月	火	水	木	金	土
■						



日	月	火	水	木	金	土
						■
						■

(例3) 1の土曜日に4時間、1の日曜日に3時間45分勤務を命ずる場合（教育職給料表が適用される教育職員のみ。）

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						■								■						

⇒
○

日	月	火	水	木	金	土
				■		
				■		

(例4) 1の土曜日に1の日曜日に4時間勤務を命ずる場合

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						■								■						

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土
				■		
				■		

(例5) 勤務を要しないこととされる時間が始業の時刻から又は終業まで連続しない場合

日	月	火	水	木	金	土
■						

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土
		■				
		■				

(例6) 勤務を要しないこととされる時間が4時間でも7時間45分でもない場合

日	月	火	水	木	金	土
■						

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土
				■		

(例7) 勤務を要しないこととされる時間の分割

日	月	火	水	木	金	土
						■
						■

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						■														

5 正規の勤務時間以外の時間における勤務

(1) 宿日直勤務

(ア) 職員の宿日直勤務

労働基準法別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業（非現業事業）については人事委員会、同表第1号から第10号及び第13号から第15号までに掲げる事業（現業事業）については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

(i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

(ii) 次の当直勤務

- a 警察本部又は警察署において警察職員の行う警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務
- b 警察学校において教官の行う初等科生の生活指導等のための当直勤務
- c 児童福祉施設等において児童等と直接接することを常例とする職員の行う児童等の生活指導等のための当直勤務
- d 教育又は研修の機関において学生等と直接接する職員の行う学生等の生活指導等のための当直勤務
- e ダムの管理施設において職員の行う機器等の監視、管理又は気象状況等の観測のための当直勤務
- f 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設において職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務
- g 宮城県ドクターバンク事業実施要綱第6第2項に定める研修期間中の研修先病院等における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

(イ) 学校職員の宿日直勤務

労働基準法別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業（教育事業等）については人事委員会（県費負担教職員の場合はその者の属する市町村の人事委員会又は当該市町村の長）、教育事業等以外の事業については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

(i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

(ii) 次の当直勤務

- a 寄宿舎を有する県立学校において舎監の行う舎生の生活指導等のための当直勤務
- b 農業又は水産に関する課程を置く県立学校において生徒の実習指導に従事する県立学校職員の行う生徒の生活指導等のための当直勤務
- c 特別支援学校の寄宿舎において寄宿舎指導員の行う舎生の生活指導等のための当直勤務
- d 農業に関する学科を置く高等学校において県立学校職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務

(2) 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができる。

(3) 時間外勤務の上限規制

(2) により時間外勤務を命ずる場合においては、以下に掲げる職員（学校職員を含む。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ当該区分に定められた時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。

(ア) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者等が指定するもの（以下「他律

条例第10条第1項
規則8—5第7条
通知ア

(学) 条例第8条
第1項
規則8—6第6条

条例第10条第2項
(学) 条例第8条
第2項
条例第10条第3項
(学) 条例第8条
第3項
規則8—5第8条
規則8—6
第6条の2

的所属」という。)に勤務する職員以外の職員 (i)(ii)に掲げる職員以外の職員 a 1箇月において45時間以内 b 1年において360時間以内 (ii)人事異動及び他律的所属の範囲の変更等により、年度の中途において他律的所属から他律的所属以外に所属することとなった職員 a 1年において720時間以内 b 他律的所属から他律的所属以外の所属に所属することとなった日が属する月の末日までの期間(以下「特定期間」という。) ① 1箇月において100時間未満 ② 特定期間における2～6箇月の時間外勤務時間の平均時間が80時間以内 ③ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が6箇月以内 c 特定期間の翌日から1年の末日までの期間 ① 1箇月において45時間以内 ② 1年のうち特定期間以外の期間の月数に30時間を乗じて得た時間以内 (イ)他律的所属に属する職員 (i) 1箇月において100時間未満 (ii) 1年において720時間以内 (iii) 1年間における2～6箇月の時間外勤務時間の平均時間が80時間以内 (iv) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が6箇月以内 ※(ア)及び(イ)においては、「1箇月」は月の初日から末日までとし、「1年」は4月1日から翌年3月31日までの期間とする。なお、任命権者等は人事異動等の時期を考慮して円滑に時間外勤務に係る事務処理を行うため必要がある場合には、4月以外の月の初日を「1年」の起算日とすることができる(ただし、この場合任命権者はその旨人事委員会に報告しなければならない。) (ウ)他律的所属の範囲等 (i)他律的所属の決定 任命権者等は、他律的所属の範囲を必要最小限のものとし、当該範囲を定め、又は変更した場合には、速やかに職員に周知するとともに、人事委員会に報告しなければならない。 なお、学校職員以外の職員の場合、「所属」の単位は、課若しくは室又はこれに相当するもの(以下「課室等」という。)によるが、課室等全体を他律的所属として指定する必要があると任命権者が認めるときは、班、係など課室等の一部を限定して指定することができる。また、学校職員の場合、「所属」の単位は、学校等とする。 (ii)他律的所属の範囲 他律的所属は、業務の量や時期が他律的に決まる比重が高い所属が該当する。所属が他律的所属に該当するか否かの判断については、当該所属の業務の状況を考慮して適切に判断しなければならない。 なお、(3)アの他律的業務の例を挙げると次のaからdのとおりである。 a 県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応することが必要な業務 b 県民及び企業等との折衝のため臨時的に対応することが必要な業務 c 労働基準法第36条第1項の協定において、同条第3項の限度時間を超えて勤務させることができる場合として定めた業務 d その他、3(ア)(i)に掲げる時間を超えて勤務させることが特に必要な業務として任命権者等が認めた業務 (4)上限の特例及び事後検証 (ア)上限の特例	通知ア、通知イ
--	----------------

災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務として任命権者等が認める業務（以下「特例業務」という。）に従事する又は従事した職員に対して（３）に掲げる時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、（３）に掲げる時間・月数は適用しない。

（イ）特例業務に係る要因分析等

任命権者等は、（ア）により上限を超えて職員に時間外勤務（以下「特例時間外勤務」という。）を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、１年の末日の翌日から起算して６箇月以内に、当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）を行わなければならない。

（ウ）特例業務による時間外勤務に関する留意点

- （ｉ）特例業務の範囲は、業務の状況を考慮して必要最小限のものとする。
- （ii）任命権者等は特例時間外勤務を命ずる際は、あらかじめ職員に通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合は、事後速やかに通知するものとする。
- （iii）任命権者等は整理分析等を行うに当たっては、少なくとも特例時間外勤務を命ぜられた職員の所属、氏名、特例時間外勤務を命じた月又は年における時間外勤務の時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、当該職員が従事した特例業務の概要並びに人員配置又は業務分担の見直し等によっても特例時間外勤務を命ずることが回避できなかった理由を記録しなければならない。
- （iv）任命権者等は適切に情報収集し、整理分析等を行うものとする。
- （v）職員が複数の所属の職を兼ねる場合、当該職員が主として勤務する所属において整理分析等を行うものとする。

6 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

（１）早出遅出勤務

（ア）早出遅出勤務の対象職員

- （ｉ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- （ii）小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であつて、次に掲げる事業を行う施設等にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く職員
 - ① 児童福祉法第６条の２の２第三項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を行う施設
 - ② 児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設
 - ④ 児童福祉法第６条の３第１４項に規定する子育て援助活動支援事業における援助を行う場所
 - ⑤ 文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所
- （iii）日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）を介護する職員（「13 介護休暇」の対象者と同じ）

（イ）早出遅出勤務の請求手続

早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書を提出する。

（２）深夜勤務の制限

（ア）深夜勤務制限の対象職員

- （ｉ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。ただし、職員の配偶者でその子の親であるものが、次のいずれにも該当する者に該当する場合における当該職員を除く。
 - ① 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月につき３日以下の者を

条例第１０条の２

第１項、第２項

（学）条例

第８条の２

第１項、第２項

規則８—５

第８条の２

～第８条の５

規則８—６

第６条の２

～第６条の５

通知ア、通知イ

条例第１０条の３

第１項、第４項

（学）条例

第８条の３

第１項、第４項

規則８—５

含む。)であること。	第9～12条
② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。	規則8—6
③ 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。	第7～10条
(ii)(1)(ア)(iii)と同じ。	通知ア、通知イ
(イ) 深夜勤務制限の請求手続 深夜勤務制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。）についての深夜勤務制限開始日及び深夜勤務制限終了日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに深夜勤務制限請求書を提出する。	
(3) 時間外勤務の制限	条例第10条の3
(ア) 時間外勤務制限の対象職員	第2～4項
(i) 3歳に満たない子のある職員 — 原則として時間外勤務命令の禁止	(学) 条例
(ii) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 — 原則として1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務命令の禁止	第8条の3
(iii)(1)(ア)(iii)と同じ職員 — 原則として1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務命令の禁止	第2～4項
(イ) 時間外勤務制限の請求手続 時間外勤務制限を請求する一の期間について当該期間の初日及び期間（1年又は1年未満の月単位の期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに時間外勤務制限請求書を提出する。この場合、(i)による請求の期間と(ii)による請求の期間とが重複しないようにする必要がある。	規則8—5
	第14～16条
	規則8—6
	第12～14条
	通知ア、通知イ
7 時間外勤務代休時間	条例第10条の4
	(学) 条例
	第8条の4
(1) 時間外勤務代休時間の指定	規則8—5
任命権者は、正規の勤務時間に対して1か月について60時間を超えて勤務した場合の割増分の時間外勤務手当の支給に代えて、勤務することを要しない時間として時間外勤務代休時間を指定することができる。	第16条の2
	規則8—6
	第14条の2
	通知ア、通知イ
(2) 時間外勤務代休時間を指定できる期間	
60時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後までの期間	
(3) 時間外勤務代休時間の時間数	
月60時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定する。	
(イ) 平日等の時間外勤務時間数・・・×25/100	
(ロ) 短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務時間数・・・×50/100	
(ハ) 土曜日等の時間外勤務時間数・・・×15/100	
(4) 時間外勤務代休時間の単位	
(イ) フルタイム勤務職員 4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）	
(ロ) 短時間勤務職員 4時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は勤務日ごとの勤務時間の時	

間数となる時間)

(5) 時間外勤務代休時間の指定の条件

職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しないことを申し出た場合には、時間外勤務代休時間の指定は行わない。

8 休 日

次の休日には、特に勤務することを命ぜられる職員を除き、勤務することを要しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで((1)の休日を除く。)

9 休日の代休日

(1) 代休日の指定の要件

8(1)及び(2)の休日に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命ずること。

(2) 代休日の指定の方法

勤務することを命じた休日の8週間後の期間内にあり、同一の勤務時間が割り振られた勤務日を代休日に指定する。

(3) 代休日の指定の条件

職員があらかじめ代休日の指定を希望しないことを申し出た場合には、代休日の指定は行わない。

10 年次有給休暇

(1) 1暦年の年次有給休暇の日数

(ア) 職員((イ)の職員を除く)の年次有給休暇の日数

- (i) (ii)から(iv)までの職員以外の職員 20日
- (ii) 年途中で採用された職員

採用された月	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日 数	20日	19	17	15	14	12	10	9	7	5	4	2

(iii) 前年に他の地方公共団体の職員、国家公務員、地方公営企業法の適用を受ける職員等であつたが、人事交流等により引き続き職員となった職員

20日+(前年の年次有給休暇等の残日数)-(職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数)

(iv) 船舶に乗り組む職員

(i)から(iii)の日数。ただし、船舶法第74条が適用される職員で、同法第75条により与えられる有給休暇の日数が(i)から(iii)を上回る場合は、同法第75条による日数。

条例第11条

(学) 条例第9条

条例第12条

(学) 条例第10条

規則8-5第17条

規則8-6第15条

通知ア、通知イ

条例14条第1項

(学) 条例

第12条第1項

規則8-5第18条

規則8-6第16条

通知ア、通知イ

(イ) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数

(i) (ii) から (iv) までの職員以外の職員

- a 齊一型短期間勤務職員（1週間ごとの勤務日数、1日の勤務時間が同一の職員）
下記①、②いずれか多い方の日数とする。

$$\star 20 \text{ 日} \times \frac{\text{1 週間の勤務日の日数}}{5} \quad \text{-----} \textcircled{1}$$

☆労働基準法に定める日数 ----- ②

(a) 1週間の勤務時間が30時間以上又は1週間勤務日数が5日以上の職員

勤 続 年 数				
6ヵ月以上 1年6ヵ月未満	1年6ヵ月以上 2年6ヵ月未満	2年6ヵ月以上 3年6ヵ月未満	3年6ヵ月以上 4年6ヵ月未満	
10日	11日	12日	14日	

	4年6ヵ月以上 5年6ヵ月未満	5年6ヵ月以上 6年6ヵ月未満	6年 6ヵ月以上
	16日	18日	20日

(b) その他の職員

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日
1年間の勤務日の日数		169日～ 216日	121日～ 168日	120日 以下
勤 続 年 数	6ヵ月以上 1年6ヵ月未満	7日	5日	3日
	1年6ヵ月以上 2年6ヵ月未満	8日	6日	4日
	2年6ヵ月以上 3年6ヵ月未満	9日	6日	4日
	3年6ヵ月以上 4年6ヵ月未満	10日	8日	5日

4年6ヵ月未満 5年6ヵ月未満	12日	9日	6日
5年6ヵ月以上 6年6ヵ月未満	13日	10日	6日
6年6ヵ月以上	15日	11日	7日

※ 1週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては1週間の勤務日の日数欄の区分、1週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては1年間の勤務日の日数欄の区分によること。

b 不斉一型短期間勤務職員（a以外のもの）

下記①、②いずれか多い方の日数とする。

1週間当たりの勤務時間

☆155時間× $\frac{\text{-----}}{38\text{時間}45\text{分}}$ ÷ 1日当たりの平均勤務時間数（※）
----- ①

（1日未満端数四捨五入）

※ 4週間以内の期間内の勤務時間数÷同期間内の勤務日数

☆労働基準法に定める日数 ----- ②

(a) 1週間の勤務時間が30時間以上、1週間勤務日数が5日以上又は1年間の勤務日数が217日以上の職員

a (a)の表の日数

(b) その他の職員

a (b)の表の日数

※ 上記a、bにかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数の取扱いは、定年前再任用短時間勤務職員として採用された後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとして年休日数を扱うものとする。

(ii) 年の中途中で採用された職員

a 斉一型短時間勤務職員

採用された月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1週間勤務の日数	5日	20日	19日	17日	15日	14日	12日	10日	9日	7日	5日	4日	2日
	4日	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
	3日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	2日	8日	8日	7日	6日	6日	5日	4日	4日	3日	2日	2日	1日

b 不斉一型短時間勤務職員

年間付与日数（(i) bで計算された日数）×次表に定める係数（1日未満端数切上げ）

採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
係数	1	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12

7月	8月	9月	10月	11月	12月
6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

(iii) 前年に地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員（暫定再任用フルタイム職員を含む） （当該年に条例対象外職員として勤務した期間を条例対象職員とみなした場合における （ア）（i）又は（イ）（ii）の日数）＋（前年の年次有給休暇等の日数）－（職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数） (iv) 船舶に乗り組む職員 （ア）（iv）と同じ。	
（２）年次有給休暇の繰越し （ア）翌年に繰り越すことができる日数 ２０日を超えない範囲内の残日数 （イ）繰越し運用上の留意点 （i）残日数には、１日未満の端数が含まれる。 （ii）繰り越された年次有給休暇のある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰越し分から先に請求されたものとして扱う。	条例第１４条第２項 （学）条例 第１２条第２項 規則８―５第１９条 規則８―６第１７条 通知ア、通知イ
（３）年次有給休暇の単位 １日又は１時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 １時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって１日とする。 （ア）（イ）から（エ）までの職員以外の職員 ７時間４５分 （イ）育児休業法第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数 （i）育児休業法第１０条第１項第１号 ３時間５５分 （ii）育児休業法第１０条第１項第２号 ４時間５５分 （iii）育児休業法第１０条第１項第３号又は第４号 ７時間４５分 （ウ）（イ）以外の育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員で１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数（１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間） （エ）（イ）及び（ウ）以外の育児短時間勤務職員等並びに（ウ）以外の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 ７時間４５分	規則８―５第２０条 規則８―６第１８条
（４）年次有給休暇の時季指定 （ア）対象職員 （i）技能労務職員（地公法第５７条に規定する単純な労務に雇用される職員） （ii）企業職員（地方公営企業法第１５条に規定する地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員） （イ）年次有給休暇の時季指定義務 年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が１０日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち５日については、基準日（１０日以上年次有給休暇を付与した日をいう。）から１年以内の期間に時季を定めることにより取得させること。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を取得させた場合においては、当該取得させた年次有給休暇の日数（当該日数が５日を超える場合には、５日）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。 （ウ）時季の指定方法 上記により時季を定めて年次有給休暇を取得させようとするときは、職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。	勤務時間規程第３条 （教）勤務時間規程 第３条 （企）勤務時間規程 第３条

① 年次有給休暇を全く行使しなかった場合

② 年次有給休暇を10日行使した場合

① 年次有給休暇を16日行使した場合

② 年次有給休暇を25日行使した場合

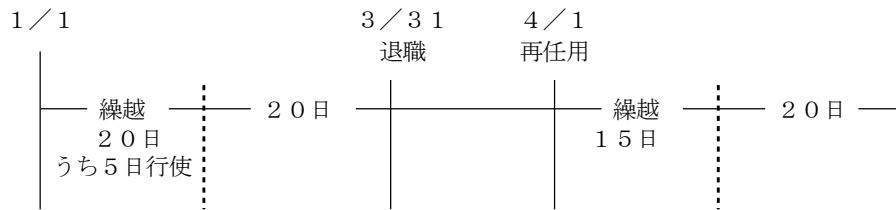
① 県採用の前年に12日（前前年の繰越し分を除く。）行使し、当年5日行使している場合

② 県採用の前年に１２日（前前年の繰越し分を除く。）行使し、当年１１日行使している場合

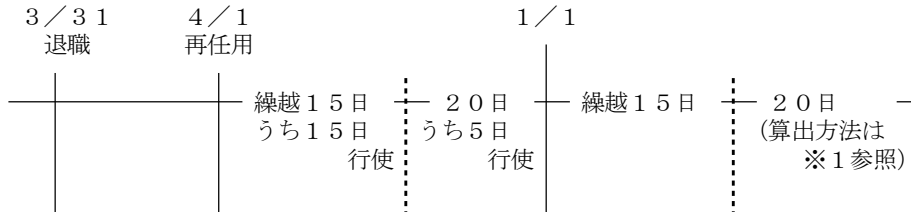
(例 4)

(例５) ３月３１日に退職した職員が４月１日に定年前再任用短時間勤務職員（週４日、１日７時間４５分：週３１時間）として採用される場合の付与日数

① 再任用時（４月１日）の付与日数



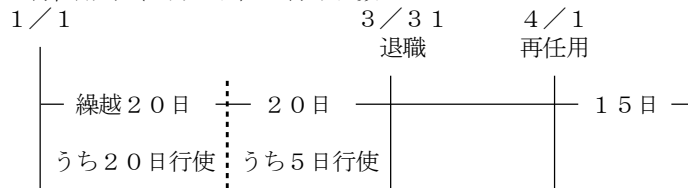
② 再任用中（１月１日）の付与日数



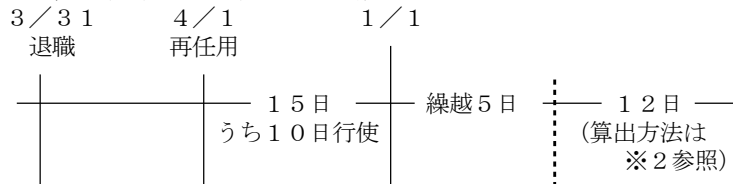
※1 10(1) (イ) (i) aにより次の①、②いずれかの多い方の日数
 $20日 \times 4/5 = 16日$ ①
 労働基準法に定める日数20日 ②
 ①<② なので 20日

(例6) 3月31日に退職した職員が4月1日に定年前再任用短時間勤務職員（週3日（月火各7時間45分・水3時間55分：週19時間25分）として採用される場合の付与日数）

① 再任用時（４月１日）の付与日数



② 再任用中（１月１日）の付与日数



※2 10(1) (イ) (i) bにより次の①、②いずれかの多い方の日数
 $155時間 \times 19時間25分 / 38時間45分 \div (77時間40分 / 12日)$
 $= 155 \times 233 / 465 \div 233 / 36$
 $= 12日$ ①
 労働基準法に定める日数 11日 ②
 ①>② なので 12日